

【給水・排水工事指定店】

当麻町水道給水区域及び下水処理区域の工事については、当麻町が指定する下記事業者にお申込みください。

■ 指定店一覧 (令和3年8月1日現在)

事業者名	住所	電話番号	FAX番号	給水指定	排水指定
旭川ガス管工事(株)	旭川市宮前1条5丁目3556番地2	31-9620	33-4030	○	○
(有)アップ	旭川市神居5条13丁目2番20号	63-0005	63-0057	○	○
今成鉄工建設(株)	上川郡当麻町4条西4丁目10番12号	84-2344	84-2345	○	○
(株)エーステック	旭川市豊岡4条10丁目7番27号	37-1444	37-1522	○	○
(株)大林	旭川市永山6条8丁目9番5号	48-8210	47-7767	○	○
(株)落合工業	旭川市旭町1条15丁目	51-5351	52-3939	○	○
(株)北岸工業	旭川市東鷹栖4線10号2番地の13	74-4631	74-4632	○	○
(株)木本動力工業所	旭川市永山北3条6丁目6番17号	48-1246	47-6733	○	○
(株)キョウエイ	旭川市末広2条1丁目5番9号	50-2772	50-2773	○	
協和設備(有)	旭川市新富2条2丁目10番3号	25-4198	25-4314	○	○
(株)キョクネン	旭川市10条通21丁目2番地の1	33-0888	34-7880	○	○
(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜1丁目2番地1	045-473-8181	045-473-8191	○	
(株)グラスias	旭川市大町1条3丁目9番地28	73-9618	73-9608	○	
(株)コーテック	旭川市永山北2条8丁目11番1	40-0133		○	
(有)コンサル舎・とやま	旭川市末広4条7丁目9番8号	57-2435	57-2435	○	○
(株)齊藤工業所	旭川市春光1条8丁目12番地32号	51-8808	87-2670	○	
新徳工業(有)	旭川市北門町15丁目	51-8880	52-8870	○	
新日章(株)	旭川市永山14条3丁目4番25号	26-0808	26-0809		○
(株)セラ・ハウジング	旭川市大町3条6丁目	55-7788	53-2199	○	○
大明建設(株)	旭川市東8条1丁目2番17号	26-5344	25-8585	○	○
(株)大洋パイピング工業	旭川市旭町2条1丁目	52-2278	52-2279	○	○
大栄建築設備(有)	旭川市神楽岡8条3丁目2番22号	65-6624	65-8548	○	○
(株)大協	旭川市豊岡4条7丁目1番22号	32-3004	32-3006	○	○
大建工業(株)	旭川市緑ヶ丘南5条2丁目2番15号	60-5500	60-5533	○	○
(株)道北暖房設備	旭川市永山北2条7丁目158番地の1	47-4388	47-6527	○	○
(株)中島工業所	上川郡当麻町4条南3丁目2番27号	84-2605	84-4853	○	○
(株)成田工業所	旭川市東6条2丁目3番3号	24-1237	24-5408	○	○
西森建設(株)	上川郡当麻町4条南3丁目1番38号	84-2331	84-3601		○
(株)原田設備工業	旭川市工業団地3条2丁目1番23号	73-5260	73-5261	○	○
平井建設工業(株)	上川郡当麻町3条西3丁目11番41号	84-2630	84-2631		○
(株)弘谷住宅設備	旭川市宮下通24丁目左5号	31-1719	31-1738	○	○
北栄興業(株)	上川郡当麻町4条南3丁目4番3号	84-2721	84-3284		○
北都設備計画(株)	旭川市春光台3条8丁目1番地9	74-6346	74-6349	○	○
(株)前田住設	旭川市永山10条3丁目7番12号	46-1994	46-1664	○	○
丸信衛生工業(株)	旭川市新星町1丁目1番17号	23-2528	26-1742	○	○
柳原工業(株)	旭川市春光7条5丁目8番21号	51-5944	54-0159	○	○
(株)山本組	名寄市字徳田101番地78	01654-3-3092	01654-3-4527	○	○
(有)雄飛	旭川市東旭川旭正203番地	37-5226	37-5227	○	

※給水指定欄に○のない事業者は給水工事（上水道）の施工はできません。

※排水指定欄に○のない事業者は排水工事（下水道）の施工はできません。

【制度について】

これは給水装置及び排水設備の構造又は材質等が定められた基準に適合することを目的として、当麻町水道事業給水条例及び当麻町公共下水道条例の規定に基づき、工事を適正に施工することができるものと認められる事業者について指定をしています。

したがって当麻町水道給水区域及び下水処理区域においては、給水装置及び排水設備工事は指定店以外で施工することはできません。